

〔訪問看護 重要事項説明書〕

訪問看護ステーションあすかへご契約者に対して、訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者

法人名	ミュオン合同会社
法人所在地 電話・FAX	愛知県名古屋市南区鳥山町1丁目31番地 電話052-883-9266 FAX052-883-9266
代表者氏名	代表社員 片岡 妙子
設立年月日	平成28年1月15日

2 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所 指定介護予防訪問看護事業所
事業者指定	平成28年6月1日 No.236089016
通常のサービス 提供地域	名古屋市瑞穂区
事業の目的	訪問看護事業所として、利用者様が在宅において、その有する能力に応じ安心して日常生活を営むことができるよう、訪問看護の提供を行うことを目的とします。
事業所名 所在地	訪問看護ステーションあすか 愛知県名古屋市瑞穂区豊岡通2丁目56-3B 電話052-859-1057 FAX052-859-1058
管理者氏名	片岡 妙子
営業日時	月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分
休業日	土曜日・日曜日、祝日及び国民の休日、 年末年始（12/29～1/3）

3 事業目的と内容

当事業所は、主治医の指示書に基づき、利用者様や家族の方のご希望をお聴きしながら、アセスメントを行い、訪問看護計画を立て、看護師が継続的に伺いして以下のように在宅療養の援助を行います。

- (1) 病状・障害の観察、健康管理
- (2) 療養、看護・介護方法のアドバイス
- (3) 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- (4) 褥瘡や創傷の処置
- (5) カテーテルなど医療機器の管理
- (6) 医師の指示による医療処置
- (7) ターミナルケア
- (8) 日常生活動作訓練、機能訓練
- (9) 認知症や精神疾患の方の看護
- (10) 家族など介護者の支援
- (11) 保健・福祉サービスなどの活用支援

4 職員体制

当事業所は、次のような職員体制で運営しています。
(2023年1月現在)

管理者 1名

看護職員（看護師、保健師） 3名以上(常勤換算)

5 運営方針

当事業所は、訪問看護の提供に際しては、次のような方針で運営しています。

- (1) 介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づきサービスを提供しています。
- (2) 主治医及びその他の関係機関と密接に連携をとり、心身の状況や療養環境に応じた、安心していただける看護を行います。
- (3) 療養上必要な事項について、利用者様や家族の皆様に対し、わかりやすい説明を心がけます。
- (4) 羞恥心への配慮など、プライバシー保護に努めます。

6 訪問看護サービスを利用できる方及び提供回数と時間

	利用できる方	提供回数	提供時間
介護保険	・介護保険の被保険者で、要介護・要支援の認定を受け、主治医が訪問看護の必要を認めた方 ・医師等が看護職員による居宅療養管理指導が必要であると判断した方	・アマネジャーが作成したケアプランに基づいた回数	・30分未満、30分～1時間未満、 1時間～1時間30分未満
医療保険（健康保険等）	・主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険の対象でない方（非該当）	・原則週3回以内（疾患や状態によっては、回数制限がありません）	・概ね30分～1時間30分

	当を含む) ②介護保険の対象者のうち、厚生 労働大臣が定めた疾患や状態の 方（がん末期・急性増悪期など）		
保険適用 外	・全額自己負担で、保険適用外での訪問看護サービス利用を希望される方		

＊いずれも、主治医の発行する訪問看護指示書に基づき訪問し、利用者様の状態によっては、介護保険・医療保険相互の変更も生じます。

7 利用料

- 詳細は別紙の利用料金案内のとおりです。
- 一部公費負担される場合があります。

8 事故が発生した場合

訪問看護サービス提供中に、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括ケアセンター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な対応をします。

9 秘密の保持

当事業所が、訪問看護を行うなかで知り得た利用者様や家族の方の情報は、ご了解なしに契約中及び、契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

なお、利用者様の健康管理が適切かつ円滑に提供されるよう、主治医に利用者様やご家族の関係情報を提供することがありますが、その場合は、事前にご了解を得ます。

10 相談・苦情の窓口

当事業所の訪問看護についての相談や苦情がある場合は、当事業所へご連絡ください。担当者が不在の時は、基本的事項については他の職員が対応し、担当者に引き継ぎます。

相談窓口	訪問看護ステーションあすか
窓口担当者	管理者 片岡 妙子
受付時間	営業日の午前8時45分～午後5時30分
連絡先	電話 052-859-1057 FAX052-859-1058

また、当事業所以外の相談・苦情窓口があります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課	電話 052-972-3087
愛知県国民健康保険団体連合会の専用窓口	電話 052-971-4165

11 お願い

- (1) 訪問看護の日時の変更を希望される場合は、事前に必ず当事業所にご連絡ください。
- (2) 介護保険の給付の範囲（利用限度額）を超えた訪問看護サービスについては、全額自己負担となります。
- (3) 原則的に、退院・退所日の訪問看護の利用はできません。（ただし、厚生労働大臣が定めた疾患や状態の方（がん末期・急性増悪期の方等）は除きます。）
- (4) 訪問看護サービスの提供にあたり、保険証及び、医療受給者証などを毎月確認させていただきます。これらの内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせください。

訪問看護契約書 及び 重要事項について本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有することとします。

重要事項説明者：管理者 片岡妙子

年 月 日

(利用者) 私は、この契約内容に同意し、重要事項の内容について確認しましたのでサービスの利用を申し込みます。

利 用 者 住 所
氏 名

印

(代筆者) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり上記署名を行いました。

署名代筆者 住 所
氏 名
本人との続柄

印

(家族) 私は、この契約内容に同意し、重要事項の内容について確認しましたのでサービスの利用を申し込みます。

家 族 住 所
氏 名

印

(事業者) 私は、利用者の申し込みを受諾し、訪問看護を誠実に責任を持って行います。

事 業 者 住 所 愛知県名古屋市瑞穂区豊岡通2丁目56-3B
事業者 ミュオン合同会社
訪問看護ステーションあすか
管理者名 片岡 妙子

印